

公布した規則一覧

令和 8 年

公布 番号	規則名
72	杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則
73	杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
74	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
75	杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則
76	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
77	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 2 号

杉並区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区保健所使用条例施行規則（昭和 5 0 年杉並区規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の部試験検査料の項中 「

1, 0 1 0 円
8 7 0 円

」 を 「

9 9 0 円
8 7 0 円

」 に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和8年7月6日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月10日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第74号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）杉並区立荻窪地域区民センターの項中「料理室」を「料理室（料理使用）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月15日から施行する。

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 5 号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則（昭和 4 3 年杉並区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 5 中東情勢の変化（令和 8 年 2 月以降に生じているイランを中心とする中東情勢の変化をいう。）に伴う物価高騰その他の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和 8 年 8 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間に小規模企業小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあつせんの申込みをした場合における第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「年 1. 2 パーセント」とあるのは「年 1. 8 パーセント」と、同項第 6 号中「年 1. 4 2 パーセント」とあるのは「年 1. 9 パーセント」とし、同条第 2 項第 3 号、第 5 項第 3 号及び第 6 号、第 6 項第 2 号並びに第 7 項第 1 号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 6 号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成 1 2 年杉並区規則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 号様式中「8 0 万 9 , 0 0 0 円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

第 3 3 号様式中「8 0 万円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第 3 1 号様式及び第 3 3 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 7 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和 5 4 年杉並区規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「料理室」を「料理室（料理使
用）」に改める。

別表第 3 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第 2 工芸室」の次に「並びに料
理室」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。
- 2 改正後の杉並区立荻窪地域区民センターの施設の使用の承認その他のこの規則
の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。